

一般社団法人別府市緑化協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人別府市緑化協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県別府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、緑化事業を社会に普及させることを目的とする。

- 一 緑化事業に関する調査及び研究・開発
- 二 緑化事業に関する情報・資料の収集・交換
- 三 緑化事業に関する広報・普及・啓蒙・促進

(事業)

第4条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

- 一 この法人の社員は、次の4種とする。
 - 1) 正会員
 - 2) 賛助会員
 - 3) 特別会員
 - 4) 名誉会員
- 二 この法人に功労があつた者、社員総会で認められた者を名誉会員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、社員総会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経済的に生じる費用に充てるため、年1回又は年2回、社員は、社員総会において別に定める入会金及会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届けを提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払い義務を一年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡、若しくは失跡宣告を受ける、又は解散したとき。
- 四 成年被後見人又は、被保証人になったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 事業計画及収支予算の決定及変更
- 二 事業報告及会計報告の承認
- 三 入会金及会費の決定
- 四 社員資格規定及理事選任規定の制定、改正及廃止
- 五 定款の変更及運営規定の細則の運用
- 六 その他、この法人の運営に関する重要な事項
- 七 その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 八 解散

- (開催)
第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日の翌日から2か月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。
- (招集)
第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
- 第15条 総社員の3分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- (議長)
第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。
- (議決権)
第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
- (議決)
第18条 社員総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項に規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 一 社員の除名
 - 二 定款の変更
 - 三 解散
 - 四 その他法令で定められた事項
- (議事録)
第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、役員を置く。

理事 1名以上4名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(代表理事の職務及び権限)

第22条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の終了までとする。

3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事として権利義務を有する。

4 理事は、再任されることができる。

(役員解任)

第24条 理事は、社員総会の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することかできる。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第26条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、社員総会の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 剰余金の分配について

第30条

- 一 剰余金の配分を行わない。
- 二 解散時の残余財産を国若しくは地方公共協団体又は次に掲げる法人に帰属させる。
 - 1) 公益社団法人又は公益財団法人
 - 2) 公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人
- 三 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること。
- 四 一又は二の定款の定め違反した行為を行っていないこと。

附 則

- 1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏 名

石 田 啓 三	大分県別府市大字鶴見1804番地
生 永 征四郎	大分県別府市原町10番1号
尾 形 忠 勝	大分県別府市大字鶴見3677番地の1
梶 原 敬 司	大分県別府市石垣西八丁目1番53号
梶 原 康 生	大分県別府市大字亀川1062番地の5
加 納 基 晴	大分県別府市古市町10番27号
佐々木 和 義	大分県別府市大字鶴見505番地の5
大 東 憲次郎	大分県別府市大字鶴見904番地の1
豊 田 憲 生	大分県別府市大字鶴見290番地
山 形 秀 之	大分県別府市大字鶴見4041番地の30
佐 藤 寿 治	大分県別府市大字内竈1204番地の1

- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人別府市緑化協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が、次に記名押印する。

平成23年 月 日

設立時社員	石	田	啓	三
同	生	永	征	四郎
同	尾	形	忠	勝
同	阿	部	州	生
同	梶	原	敬	司
同	梶	原	康	生
同	加	納	基	晴
同	佐々木	和	義	
同	大	東	憲次郎	
同	豊	田	憲	生
同	山	形	秀	之
同	佐	藤	寿	治

設立時理事の選任及び

主たる事務所所在場所の決定に関する決議書

平成23年 月 日、一般社団法人別府市緑化協会創立事務所において、設立時社員全員が出席し、その全員の一致の決議により、設立時理事及び主たる事務所について次のとおり選任及び決定をした。

設立時理事 石田啓三、加納基晴、梶原敬司、梶原康生

主たる事務所 大分県別府市大字南立石1880番地の1

上記決定事項を証するため、設立時社員の全員は、次のとおり記名押印する。

平成23年 月 日

一般社団法人別府市緑化協会

設立時社員	石	田	啓	三
同	生	永	征	四郎
同	尾	形	忠	勝
同	阿	部	州	生
同	梶	原	敬	司
同	梶	原	康	生
同	加	納	基	晴
同	佐々木	和	義	
同	大	東	憲	次郎
同	豊	田	憲	生
同	山	形	秀	之
同	佐	藤	寿	治

設立時代表理事選定書

平成23年 月 日、一般社団法人別府市緑化協会創立事務所において、設立時社員全員が出席し、その全員の一致の決議により、設立時代表理事を選定した。なお、被選定者は、即時その就任を承認した。

設立時代表理事 石 田 啓 三

上記決定事項を証明するため、設立時理事の全員が次のとおり記名押印する。

平成23年 月 日

一般社団法人別府市緑化協会

設立時理事 石 田 啓 三

設立時理事 加 納 基 晴

設立時理事 梶 原 敬 司

設立時理事 梶 原 康 生